

令和6年度高知県産業人材育成研修事業「土佐経営塾」実施委託業務
公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和6年度高知県産業人材育成研修事業『土佐経営塾』実施委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した者

2 審査の項目及び点数

審査項目と各審査委員の審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

(1) 企画提案の内容	85 点
(2) 実施体制	5 点
(3) 業務実績	5 点
(4) 金額	5 点
合 計	100 点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

日時：令和6年4月25日（木）予定

場所：高知市永国寺町6-28 高知県産学官民連携センター

（高知県立大学・高知工科大学 永国寺キャンパス地域連携棟1階）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1事業者15分とする。

イ プレゼンテーション開始時刻は別途審査委員及び参加者に通知する。

ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

4 審査の方法

(1) 提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づいて審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。

- (3) 全ての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、随意契約の相手方となる候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 各審査委員の採点の合計が総合点数の6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。